

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の
第3期中期目標の一部変更について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）
第29条第1項の規定に基づき、厚生労働省所管の
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が
達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目
標」という。）を次のとおり変更し、平成27年11
月9日に指示したので、同項の規定に基づき公表
する。

平成27年12月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第2の4の①中「「独立行政法人の契約状況の
点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議
決定）」を「公正かつ透明な調達手続による適切
で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、
機構が策定した「調達等合理化計画」」に改める。

第2の4の③中「監事監査、「契約監視委員会」
等」を「監事及び会計監査人による監査」に改め
る。

附 則

この中期目標の変更は、平成27年11月9日から
施行する。